

サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので確定申告をする必要はありませんが、次のように確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方	確定申告をすると所得税が還付される方
①平成21年分の給与の収入金額が、2,000万円を超える方 ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方 ③給与を2力以上からもらっている方	①マイホームを住宅ローンなどで取得した方 ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方 ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方 ④年の途中で退職し、平成21年中に年末調整をされなかった方

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

なお、作成した申告書は印刷して税務署へ提出することができます。

また、作成したデータをe-Taxで送信することができます。

【問合先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

ネットでどこでも申告
e-Tax

国税庁ホームページをご覧ください

www.nta.go.jp

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

税務課

平成21年度税制改正において、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額を個人の住民税から控除する制度が創設されました。

対象者	平成21年から平成25年までに入居され、所得税において住宅ローン特別控除の適用がある方
控除額	所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額（最高97,500円）
手続き	この控除を受けるためには確定申告が必要です。 給与所得者の場合は、控除を受けようとする最初の年分について確定申告し、翌年以降は税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申告書」を勤務先に提出し、年末調整により控除が受けられます。

また、既存の税源移譲に係る住宅ローン特別控除（平成11年から平成18年までに入居された方）の適用がある方についても、同様の仕組みのもとで、市町村への申告は不要になりました。

【問合先】税務課

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも 障害者控除の対象になる場合があります

福祉健康課

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも65歳以上で障がい者に準ずる者として、町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられた方は、税の申告や年末調整時に所得税や住民税の「障害者控除」の対象となります。必要な方は、福祉健康課で認定書交付の申請をしてください。

●障がい者に準ずる者として町が認定する方

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とする障がいを有すると確認できる方

●「障害者控除」の申告が必要な方

所得税・住民税を納めている次の方

①町から「障害者控除対象認定書」の交付を受けた65歳以上の方

②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課介護保険担当

ショッピング アミューズメント カーライフ
笑顔とクルマに会える街
カラフルタウン岐阜
株式会社 トヨタオートモールクリエイト
〒501-6115 岐阜市柳津町丸野3-3-6
TEL 058-388-5400
http://www.colorfultown.co.jp
毎月7・8日はカラフルタウンデー

物流・商品在庫管理

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719